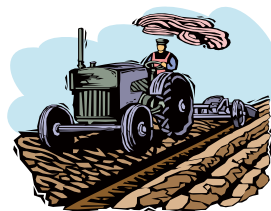


農地の賃借や売買の権利移動については
農業委員会に届け出て
許可を得る必要があります！

届出が必要な要件は、

- 農地法第20条6項（賃借権等の解除の届出）
- 農地法第3条（農地としての賃貸借や売買）
- 農地法第4条（自己所有農地を転用する場合）
- 農地法第5条（売買や賃貸で転用を行う場合）
- 利用権設定（農地の賃貸借、売買）などです。



【注】農業委員会は、毎月25日（土日祝日にかかる場合は前後します。）に開催され、申請の締め切りは、毎月18日（土日祝日にかかる場合は前後します）となっています。

農地の贈与、相続について

農地を家族に贈与する場合、2つの方法があります。

【一括贈与】

農地のみを耕作目的で一括に贈与することにより、贈与税の猶予を受けられる制度です。

ただし、3年毎に贈与税・不動産取得税の猶予の届出を税務署及び県振興局に提出する必要があります。また、贈与した農地を売買や賃貸することはできません。（部分・全部の贈与税が確定します。）

【相続時精算方式】

農地を含む資産を贈与する場合（宅地・家屋等を含む）、2,500万円以内であれば、相続時にその贈与税（この場合は相続税として）を精算する制度です。

ただし、前年に税務署への届出が必要ですので、資産証明書を取られ、一度税務署へご相談ください。

◎法改正により相続の場合も農業委員会への届出が必要となりました。

【問い合わせ先】

農業委員会事務局 ☎ 222-3254

農業者年金について

●農業者の方なら広く加入できます

国民年金の加入者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方であれば誰でも加入できます。農地を持っていない農業者の方や、配偶者や家族従事者も加入できます。少子高齢化時代に強い年金です。

●自らが納めた保険料とその運用収入を将来受給する年金の原資として積み立てる、積み立て方式の年金です。

●保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます。（月額2万円から6万7千円まで）

●終身年金で80歳までの保障付きです

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌日から80歳までに受け取れるはずであった、農業者老齢年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

●手厚い政策支援があります

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高一万円の保険料補助があります。国庫補助額も自分の年金として受給できます。

農業者年金の詳しい内容については、農業委員会、JA各支所までお問い合わせください。

農業者年金受給者の皆さまへ

「現況届」を6月30日（水）までに提出してください。

●農業者年金を受給されている方は、毎年6月に現況届が必要となります。5月末に農業年金基金から現況届の通知が発送されていますので、署名の上、必ず提出してください。

